

# 国民健康保険の 税率が 改定されます

問い合わせ  
保険年金課 国保年金係 (Tel 23-3087)  
税務課 市民税係 (Tel 23-3040)

## 国民健康保険事業 特別会計の現状

安来市では、平成22年

度の改正以降、税率を据え置いて（※制度改正を除く）、運営をしてきました。平成25年度以降、

国保税額は年々減少（左ページ表1）となり、単年度収支（その年度における歳入歳出差引額）は赤字（表2）が続いています。ここ数年、保険税の財源不足に、基金を取り崩して運営している状況です。

また、一人あたりの医療費も平成26年度に大幅

な増加（表3）に転じ、今後も増え続けていくことが予想されます。

## 国民健康保険税率の 改定（引き上げ）

平成28年4月（6月本算定）から以下のとおり税率の改定を行います。加入者の皆さまにご負担をお願いすることになりますが、国民皆保険制度の根幹である国民健康保険事業の運営は、国民健康保険税で成り立っています。

今回の改定に、ご理解をお願いします。

医療給付費分	
所得割率	8.18%
均等割額	27,520円
平等割額	20,880円
課税限度額	520,000円
後期高齢者支援金分	
所得割率	1.61%
均等割額	5,600円
平等割額	4,270円
課税限度額	170,000円
介護納付金分	
所得割率	1.83%
均等割額	7,580円
平等割額	3,950円
課税限度額	160,000円



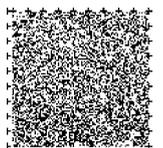
医療給付費分	
所得割率	9.73%
均等割額	29,540円
平等割額	22,040円
課税限度額	540,000円
後期高齢者支援金分	
所得割率	1.88%
均等割額	6,040円
平等割額	4,500円
課税限度額	190,000円
介護納付金分	
所得割率	2.30%
均等割額	8,870円
平等割額	4,600円
課税限度額	160,000円

※課税限度額の改正は平成28年度の国の税制改正によるもので、安来市もこの改正に併せて実施するものです。

区分	軽減対象者の要件（世帯の所得額）	
	改正前（H27）	改正後（H28以降）
7割軽減	33万円以下	33万円以下（改正なし）
5割軽減	33万円 + 被保険者数 × 26万円以下	33万円 + 被保険者数 × 26.5万円以下
2割軽減	33万円 + 被保険者数 × 47万円以下	33万円 + 被保険者数 × 48万円以下

国民健康保険税は、世帯の所得額（世帯主と加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額（加入者1人につき課税）と平等割額（1世帯につき課税）について7割、5割、2割の軽減が適用されます。この軽減の基準が平成28年度から、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されています。

国民健康  
保険税の  
軽減対象が  
拡大



## 改定後の国保税額（年額）

一人あたりの国保税額 (国保税総額を被保険者数で除した金額)	現 行	改定後	増 額
	83,678 円	91,768 円	8,060 円
ケース1 家族4人 (夫・妻・子2人) 所得が230万円の世帯 【軽減なし】	現 行 405,500 円	改定後 465,000 円	増 額 59,500 円
ケース2 家族2人 (夫・妻) 所得が80万円の世帯 【5割軽減】	現 行 109,800 円	改定後 125,200 円	増 額 15,400 円
ケース3 家族2人 (夫・妻) 所得なしの世帯 【7割軽減】	現 行 33,000 円	改定後 35,900 円	増 額 2,900 円

## 県内市町村とのモデル世帯比較

安来市は、島根県内19市町村で低い方から5番目の国保税額（年額）です。

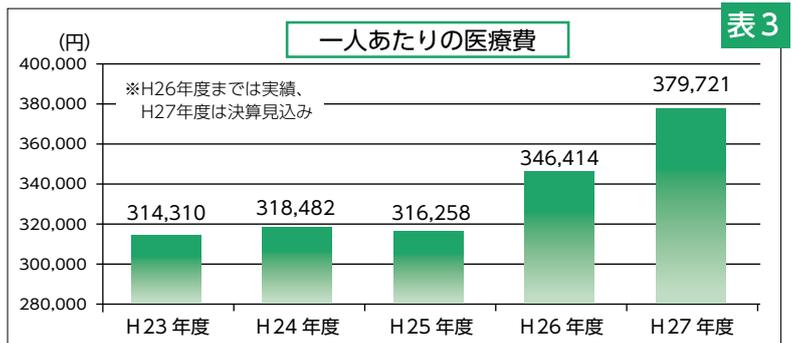
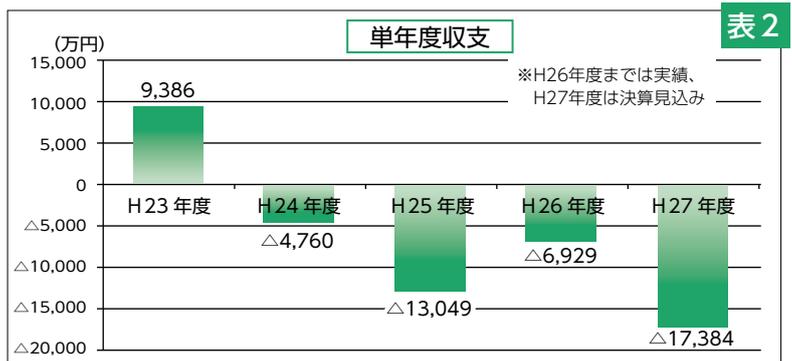
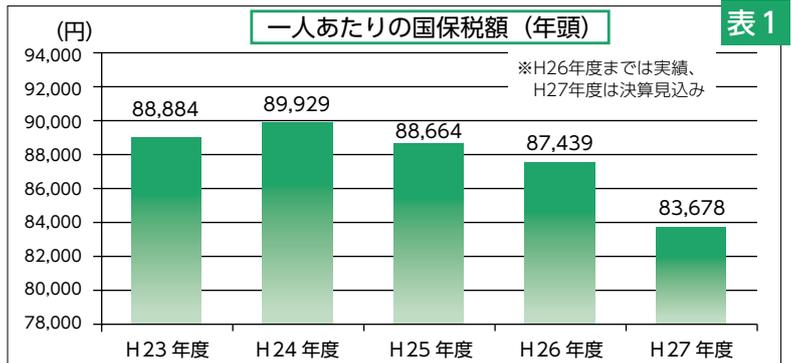
### 平成27年度（軽減前）

安 来 市	370,600 円
平 均 額	399,221 円
最 高 額	455,400 円
最 低 額	305,400 円

※モデル世帯：家族4人（夫・妻・子2人）所得200万円、固定資産税5万円の場合

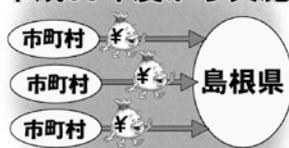
## 今後の取り組み

- 国保税率を改定する一方で、医療費適正化に向け、次の取り組みを実施していきます。
- ① 予防に重点を置いた特定健康診査やミニドック、脳健診等の事業を積極的に進めます。
  - ② ジェネリック医薬品（新薬と同じ有効成分をもった低価格な薬）の普及に努めます。
  - ③ 健康推進会議を柱とした保健予防事業を展開します。
  - ④ 国保税徴収の徹底



県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるための額を決定後、市町村に通知します。市町村では、その額を国保税として被保険者から徴収し、県へ納付することになります。平成30年度からの国保税率・額は、県が示す標準保険税率を参考として決めることとなります。

## 平成30年度から実施



平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となります。市町村とともに国保の運営を行い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことになりました。

保険制度が  
変更になります

